

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(9:30)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。</p> <p>なお、森田議長から欠席するとの連絡を受けております。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>議題の1、木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正についてであります。</p> <p>事前に配付されました「木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正（案）」をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、前回の議会運営委員会で確認した内容を踏まえ、追加で修正したほうが適当と考えられる箇所を示した改正案と事前確認資料を9月25日に皆様にお示しをし、10月10日を期限として意見等を求めましたが寄せられた意見等はございませんでした。</p> <p>よって、今回お示しをしている改正案により、会議規則第14条第3項の規定により、本年第2回定例会において委員長名にて発議したいと思いますが、ご異議ございませんですか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>佐々木副委員長。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>内容は別にいいんですけども、今回のような9月25日付の意見聴取という方法でやった場合というのは、会議録に残らないわけです。前回確認した会議録に残らない部分を追加で多分削除することになってしまうので、これをやるのであれば、今日のこの委員会で前回確認したことをどのように、つまり、こういうふうに追加修正したらどうかというような意見が出てきたわけですね、事務局から。それを再度ここで確認しておかないと、いわゆる後日会議録を見た人から、要するにここにいなかった人が見れば、前回の議会運営委員会で確認されたこと以外のことが次の定例会で上程されるという事態が発生することになるわけですから。</p> <p>これについては、今の議題は会議規則ですけども、傍聴規則に</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>関しても、別に中身が悪いというわけじゃないですよ、手続上、後世の人が見たときに、疑問に思わないような処理をしておかないと問題が多いのではないかと。</p> <p>だから、今後は、例えば一個の方法としては、9月の段階でそういうことが分かったんだったら、今日までの間に再度委員会を招集して追加修正などをするという手続を取るという方法と、もう一個は、今の事態が進行しているから、であるならば、今日の会議でしっかりとその2つの案件の追加修正部分、前回の会議で確認されなかった部分については会議録に残るような感じで明確にしておくということをしてないとまずいんじゃないかという気はします。内容は別に結構ですけども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただいま佐々木副委員長から出された件について、いかがですか。山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>各委員に改正内容、改正案を配付されて、何も意見がなかった、異議がないというように理解してよいのではないかと。各委員に配付するというので、前回は終わってるという理解をしてるんですが。その上で異議がなければこれでいいと思うんですが、何か確認を、今、議運が開かれて確認が必要ということで思われるんですけどもそれもいいですが、私の意見としては、もう異議がなかったのでもいいんじゃないかというふうに考えますけれども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ございませんか。</p> <p>そうしましたら、佐々木さんのことは、後で見返したときに何らかの確認された記録が残っているということですので、この場でもう一度、この間整理をしてきましたけれども、改めて会議規則を見直すに当たって、事務局のほうから指摘した部分について、再度この場でご報告いただいて、それを確認するという形で進めたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>じゃ、すみません、松井さん、お願いします。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>そうしましたら、令和5年9月25日付で各委員の皆様にご案内をさせていただきました内容につきまして、この場でご報告をさせていただきます。</p> <p>8月21日の議会運営委員会において意見集約が図られた後、こちらのほうで精査するに当たりまして、一部修正案を加えております。</p> <p>まず、傍聴規則のほうでございますが、傍聴規則のほうは第8条第</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>1項第3号に「食事又は喫煙をしないこと」という文言が残っておりました。これにつきましては、そのときの議会運営委員会におきまして喫煙の議論がございまして、喫煙についてはもう既にこういったところに明文化しなくても、もうそういったものは守られているということで整理をいたしましたので、傍聴規則につきましてはのたいたいまの「食事又は喫煙をしないこと」につきましては、「又は喫煙」という部分を削除して「食事をしないこと」という文言に改めさせていただきました。この傍聴規則につきましては、確認の上、既にもう公布、施行しているところでございます。</p> <p>会議規則につきましては、第103条中でございます。前略いたしますが「病気その他の理由により議長の許可を得たときは」というような会議規則の文言になっておりました。この部分につきましては、その条文中におきまして「議場又は委員会の会議室に入る者は」という規定をいたしますことから、それぞれの許可をする者は議長または委員長と考えられますので、「議長の許可を得たときは」という文言に「又は委員長の許可を得たときは」という文言を追加して、議場及び委員会室双方に耐え得るようにするのが適当ではないかというご案内をさせていただいて、ご意見等をいただかなかったというところでございますので、今回の案は修正後の案とさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今ご報告ありました内容をこの場で再度確認して会議規則の発議ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>いいんですけども、1個気になるのは、この前送っていただいた改正案なんですけど、本文が新旧対照方式ですよ。通常、国会とか精華町議会では、要するに文章方式というか、どこをどう追加する、削るかという方式があって、参考資料として新旧対照表をつけるというのが普通だと思うんですけども、この新旧対照方式というのは木津川市議会の通例の方式であるということなんじゃないかな。いまいち分かりにくいですけれども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>事務局長、松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのご質問でございますが、木津川市のほうはこの新旧対照方式に改められております。私も組合のほうもそれに準じまして、前回も新旧対照表の方法でご提案をさせていただきましたので、今回</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>この形で整理をさせていただいております。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、要するに何を取るか、何を追加するかというのは特に明記はされないということになるわけですね。そこところがちょっと理解というか分かりにくいのかなというのがちょっと気になった点で、別に方式がそれであったらいいんですけども。 あと、ちょっと気になるのは、これは問題ないのかもしれないけども、第106条を削除しますよね。削除するということになって、そうすると第107条以降が条文繰上げという話になるというのがこの状況なんだけども、どうしてもこれは条文繰上げをしなければならぬのかということも含めて、要するに欠番条項にしたほうが、いわゆるそれぞれの前後の扱いからすればやりやすいということもあるわけで、どうしても条文繰上げをしなければならないものかどうかというのをちょっと確認させてもらいたいと思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのご質問につきましては、方法としてはその2種類、私も経験上ありますので、しっかりと確認は、申し訳ない、法令上の確認等は、ちょっと記憶に薄いところではございますが、どちらの方法でも問題なかったのかなと思っています。 第107条から第130条、旧のほうで、この部分にこの1条を繰り上げることによって大きな影響がいろんなところで出てくるようであれば、そういった欠番方式というのもあったかと思いますが、今回は第106条を削除することによって、残り以降、全て繰上げで対応できたということで、このような整理をさせていただいたところでございます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>それはそれで別に。おかしな話ではないけれども、例えば本文の中でも別表とか、要するに今回の場合はそんな大きな問題がないかもしれないけれども、行政関係では別表1とか2とかいうのが出てくるじゃないですか。そここのところに、仮に別表のところに、第何条の別表は</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>これにするというものがあれば、そこも変えなならんという話だということになりますよね。場合によってはその下にある規則、要綱についても、そういった諸様式がくっついてるものについては全て変えなきゃあかんという話になってくるので、私はいいんだけど、事務局の手間だとか、また、せっかく作った様式をまた刷り直したりとかいうようなことが発生するのであれば、もうそれは欠番にしておいて、従来の根拠条文については、ナンバーはいらわないという方式のほうがはるかに合理的だし、手間は少なくて済むということもあるので。さっき申し上げたように絶対あかんということじゃないんだけど、そういった様々な、条例の順番を変えることによって様々な様式の変更だとか様式番号の修正だとかいうことが発生するのであれば、もう変えない方向でやったほうがいいのかなどといった話です。ですから、事務局の手間が別にいいんだったらいいんですけども、できるだけ要らん手間は省いたほうがいいんじゃないという意見です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまの副委員長からのご指摘、誠にそのとおりにかと思えます。今のところは条文の変更に係る内容の部分判断しながら、適宜併用という形をさせてもらってるのは事実かと思えます。今回につきましては、この後ろに大きな影響がなかったことから繰上げをしたというところがございますので、今後同じようなことがありましたら、条削除という方法でのご提案というのを、行政側も含め、考えたいと思えますが、今回この委員会のほうからご発議いただく分につきましては、そういったことを踏まえて、繰上げという手法で、今、案としてご提示をさせていただいてるところでございます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。 そうしたら、もう一度戻りますけれども、会議規則の改正案、本年第2回定例会において、委員長名にて発議したいと思えますが、これでよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議がありませんので、本案のとおり提案することといたします。 次に、議題の2、令和5年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会について、事務局から説明を求めます。 なお、先に文書配付にてご連絡させていただいたとおり、令和4年度の決算審議に係る追加の資料につきまして、佐々木副委員長から意見の提出がございましたので、その意見を踏まえた追加資料も同封されておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>総務課長、武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>それでは、令和5年度第2回定例会につきまして、事務局よりご説明並びにご提案を申し上げます。</p> <p>まず、本定例会の提出議案についてご説明をさせていただきます。</p> <p>事前にお配りをさせていただきました資料にある議案書をご覧くださいというふうに思います。</p> <p>認定第1号「令和4年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和4年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。</p> <p>なお、本件については、去る11月2日付で佐々木副委員長から提出のございました「決算追加資料の提出について」を踏まえた参考資料を作成し、参考資料として配付することといたしましたので、こちらも事前にお配りをさせていただいたところでございます。</p> <p>次に、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」は、会計年度任用職員の給与等について、京都府の最低賃金引上げに対応するとともに、近隣市町村との給与水準の均衡を保つため、また、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行され、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>最後に、議案第7号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は、令和5年8月7日に人事院から一般職の国家公務員の給与改定の勧告が行われ、令和5年10月20日に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案などが閣議決定されたことを受けて、本組合においても国と同様とする給与改定を実施するため、関連する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>次に、一般質問通告書の提出状況についてご報告させていただきます。</p> <p>事前にお配りさせていただきました資料の中に提出された通告書の写しを同封させていただいておりますが、事務局への提出順で、1番目、宮嶋議員、2番目、佐々木議員の2名から提出がありましたのでご報告とさせていただきます。</p> <p>次に、11月29日の議事日程についてご提案をさせていただきます。</p> <p>事前にお配りさせていただいた資料にある議事日程（第1号）（案）をご覧くださいと思います。</p> <p>議長による開会・開議宣言、議長、管理者の挨拶に続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名でございます。</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>今回の署名議員は、3番谷川議員と4番宮嶋議員にお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定は、11月29日の1日間でございます。</p> <p>日程第3、一般質問は、議会運営申合せ事項に基づきまして、議事日程の順序は初めとし、質問順は質問通告書の到着順といたしております。</p> <p>日程第4から日程第6までは、今回提案される認定1件と議案2件についてお示しいたしております。</p> <p>日程第7は、先ほどご確認をいただきました議会運営委員会からの発議といたしております。</p> <p>最後に日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び調査につきましては、議会運営委員長からの申出により決定いただきたいと思います。</p> <p>以上のおとりご説明並びにご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、事務局からの説明ですが、ご意見、ご質問等ございませんか。山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>すみません、ちょっと確認ですが、日程第1の署名議員ですが、もう一度、すみません、聞き取れなかったので申し訳ないです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>総務課長、武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>3番谷川議員、4番宮嶋議員にお願いをいたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ございませんか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっとこれ、この後の話とも絡むんですけども、もちろん日程は1日間でいいと思ってるんです。ただ、今回山本議員さんから出されてる組合選出の議員のみで判断することは控えたいという意見が仮にこのまま出るのであれば、この日程を複数設定しなきゃならんという話になってくるわけですね。</p> <p>なので、それはよほど、例えば2つの市町に関わる当組合の施設の大幅な、例えば数十億かかるような何らかの事件が起こるだとか、または違法行為が発生するだとかいう大きな問題が発生した場合には、例えば両議会へ持ち帰り協議ということはあるとは思いますが、通常</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>の事務処理というか通常の状態での話の範囲内においては、もうここに選出されてる8名の議員が責任を持って判断するということを確認していただかないと、これ過去にも出てましたよね、持ち帰り相談させてほしいという話は。これいつまでも言われたら、それこそ、じゃ、誰かが言い始めたら、今回提案された決算、精華町議会に持ち帰って相談したいなんて話を言われたら、日程を複数設定しなきゃならない話になってきますので、そこはもう当8人の組合議会の責任において処理をするということをご確認いただきたいとは思っています。</p> <p>もし仮に各市町の議会に持ち帰って相談する必要があるのであれば、それは29日までにやっていただくのは別に何ら問題はないと思いますので、それはやっていただいても結構なんですけども、そういった意味では、8人の責任で日程も決めていくし、その判断についてもやっていくというような確認は要るんじゃないかとは思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今のは、後の議論になる非常時における議会活動についてに関わつての発言ですね。</p> <p>今、佐々木さんからそういうご意見がありましたけれども、委員の皆さん、いかがですか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>まず、今日の日程で、今(2)ですね。こちらの議題をやると、こちらはもう終了したということですのでよろしいですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、それについて、今佐々木さんからは、会議の日程を1日間とするということについて、それでいいのかという問題提起があったわけで、それは非常時における議会活動の在り方とも関わるからということがあったんですが、皆さんはどういうふうにお考えか。</p> <p>ちょっとそこは切り離して、まず、今議題になっている2番の定例会について、ご確認いただけるのかどうかということですが。</p> <p>要するに今事務局のほうから提案があったものを確認した上で、それは了解した上で後のところへ進むのかということなんですけれども、それでよろしいですか。</p> <p>(はい、結構ですの声)</p> <p>松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>今回につきましては、ご提案いただいておりますように、令和5年度第1回の定例会ということでありまして、ここに選出されております8名の議員が責任を持って、木津川市議会、精華町議会に責任を持って</p>

<p>松田委員 つづき</p>	<p>判断をするということで、この定例会については1日でいいというふうに思います。</p> <p>ただ、先ほど提案がありました非常時とかにどうするのかという話は、先ほど委員長からもありましたように、やっぱり別途申し送り事項の検討の中でご議論いただければというふうに思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほか、よろしいですか。</p> <p>佐々木さん、じゃ、そういうことで、いいですか、それで。松田さんが言われましたように。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>別に日程的には、さっき申し上げたように、特に大きな問題はないとは思っていますが、いわゆる一貫した議論をお願いしたいということは確認したいというふうに思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>一貫した議論。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>よろしいですか。要するに、さっき松田委員がおっしゃったように、私ら8人は、この組合議会の議員で8人が責任を持つ話になりますから、木津川市のほかの議員さんや精華町のほかの議員さんが責任を持つ話ではありません。これは法的にもそうですよね。ですから、さっき申し上げたように、よっぽど大きな、2つの市町の財政を揺るがすだとか、または法的に大きなものが起こったとかという場合は慎重に対応しなあかんという話になりますから、その場合は持ち帰り再協議というのはあるとは思いますが、そうではない通常の業務範囲であれば、議会も含めた範囲であれば、それはもう8人で責任を持って判断するということをこの議会運営の基本にすることは確認することは、これは当たり前のことですよ。当たり前のことを当たり前運営していけば問題ないということで結構です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>それでは、事務局から提案いただきました提出議案、一般質問と議事日程について、提案のとおり進めることといたしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>では、そういうことで異議がありませんので、事務局の提案のとおりといたします。</p> <p>次に、議題の3、議会運営申し送り事項についてであります。</p> <p>まず初めに、本日の進め方でありますけれども、前回の議会運営委員会において議論いただきました「傍聴規則及び会議規則の見直し」「非常時における議会活動について」「特別委員会の活用案」の3項目のうち、「傍聴規則及び会議規則の見直し」につきましては意見集約が図られ、傍聴規則につきましては10月12日付で改正されるとともに、会議規則の見直しにつきましても第2回定例会において発議するという整理がついております。</p> <p>また、「特別委員会の活用案」につきましては、意見の一致には至らなかったところですが、質疑をスムーズで深めるものとするために、追加で資料の提出を求めることとし、先ほど事務局から説明があったとおり、資料が追加されております。</p> <p>よって、残る「非常時における議会活動について」検討することとしたいと考えますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声をいただきました。そのように進めることといたします。</p> <p>それでは、整理を進めます前に、11月6日を期限として各委員から意見提出を求めたことにつきまして、山本委員、谷口委員から意見が提出され、事務局から事前配付されております。</p> <p>提出された意見について、山本委員、谷口委員から何か補足説明等ございますでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私、非常時における対応案を出させていただきました。その中で大変ちょっと悩んだ部分がございます、それは、一応今全国的にオンラインを認められているのは委員会ですね。そして、あと一般質問もいいのではないかと、こういうのは出てます。ところが、私はそれを議会という言葉でこのように対応案を出させていただいたんですが、議会には本議会と委員会とありますので、その区別までを書くか書かないかというのは少し対応案について迷ったところですので、そこを皆さんに何か議論をしていただければありがたいなという思いです。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私の意見はここに書いてある分なんですけれども、この環境施設組</p>

<p>谷口委員 つづき</p>	<p>合議会というのは、形が通常の市議会とか町議会の形とはもちろん違うのは違うんですけども、でも、違うけれどもやっぱり災害に遭ったりするのは同じように遭ったりする。じゃ、そのときにどうするかという話になってくると思います。</p> <p>話し合う内容というのも市議会とか町議会に比べると少ない、もうちょっとコンパクトであるという意味でも、オンライン化というのはよりやりやすいのかなというふうにも思いますので、柔軟に、国からの、総務省の通達にもあるように、本会議の一般質問をオンラインで行っても差し支えないという部分も取り入れて、柔軟にやっていければというふうに思っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまお二人から補足のご意見も表明いただいたところですけども、これについて少し議論を深めたいというふうに思います。どなたからでも結構ですので、ご発言いただけますでしょうか。</p> <p>谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>私も山本委員さんのおっしゃるとおりの、ここに書いてあるとおりにお話しいただきまして、これでいいのかなという具合に思っています。この内容で、こういう感じで受け取っておるんですけども、私は同じような考えを持っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>採決とか議決の部分でオンラインというのはまだ認められていないという部分があるのかなとは思んですけども、話し合い自体、意見を出したりするのというのは、もう実際にいろいろなZoom会議ですとか、そういうところでも普通に行われているところなので、一番のポイントになるのは採決の部分ですとか、そこをどういうふうに担保していくとか、そこをどういうふうに解決していくかというところを話し合えたら、非常時のオンライン化というのは乗り越えられるのかなと思っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今回の一応テーマが、非常時における議会活動ということですので、その中身はいろいろあるかと思えます。今、最初に出たのがオンラインによる会議の話です。</p> <p>深めるべき点として、その点以外に何かありましたら最初に出していただいて、それについてどういうふうに考えるのかということをしていってはどうかとは思んですけども、ほかに、オンラインの議会のこと以外で非常時における議会活動として我々が深めておかなければな</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>らない点というのはいかがでしょうか。</p> <p>山本さんの意見のところの下3つなどもそういう意味合いのことかなというふうには思うんですけども。精華町議会なんかでも既にそういう点での整理もされていることだろうと思いますので、ちょっとそのあたりを出していただけたらというふうに思いますけれども。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今は非常時における対応ということで、いわゆる災害だとか、この過去3年間というのは感染症だとかということで、どちらの理由にしても議員が全員安全で集まりにくいという背景があるわけですよ。安全に集まれるんだったら別に非常時の対応をしなくてもよくて通常の対応で済むわけですから。非常時は安全性が担保されていない、場合によっては議員自身も被災してる可能性がある、感染してる可能性があるという状況だけでも、様々な案件は発生するというようなときにどうするかというのが基本的な観点だと思っています。</p> <p>蛇足ですけども、精華町議会に関しては、今は非常時だけじゃなしに、例えば子育て中のお父さん、お母さん、または実家の介護に帰ってる議員さんとかいったような、できるだけ市民、町民の代表として選出された公人たる議員が、可能な限り議会に参加できるような状態をどうつくるかというところの検討を今始めているところです。それはちょっと蛇足ですから置いておきます。</p> <p>山本委員、谷川委員からおっしゃられた、特に同意見だと①②③の話になってくるとは思うんですが、当然一番ぴんとくるのはオンライン会議なんです。ただそのほかにも、集まらないけども何とかする方法というのは、それは考えたらいいと思うんですよ、そこは。</p> <p>真っ先に、これは精華町議会にもルールはありますけど、真っ先にやらなあかんことは、議員の安否確認ですよ。何かあったときに。特に震災とかいうときには、無事かどうかという話はやっぱりやらなあかん。無事かどうかを誰がどう確認するのか。</p> <p>うちでは、精華町議会では、基本的には会派制ですから、会派長が自分の所属議員についての確認をして議会、議長に集約する。その前段階では、元気というか、要するに亡くなってないとか、または通信ができないような状態ではない議員さんは、自ら進んで自分の会派長に無事を、要するに安否を報告するというような一定のルールがあるんです。安否確認、まず第一に。</p> <p>その次に、安否確認をしてみんな大丈夫だったという段階で、いろんな案件が発生した場合にどう対応するかというのがこの話なわけで、山本委員さんの③の提案というのは非常にいいと思うんですよ、これは。だから、もしこの③の提案を具体化するということだったら、それをここで相談しなあかんわけですよ。</p> <p>じゃ、一体どこの、木津川市の庁舎を使うのか、精華町の庁舎を使うのか、まず第一に。または、被災をしてないほうの庁舎を使うのかという選択とか、ほかにその2つの庁舎以外の庁舎を使うような方法</p>

<p>佐々木副委員長 つづき</p>	<p>もあるんだけど、使う庁舎の優先順位だとか、場合によっては事前の、実務的には事前に木津川市や精華町との調整をしてもらわなあかん話になりますから、そういったものも含めてどうするのかというのがこの議論のテーマだろうとは思っています。ですから、私もオンラインが中心だと思うけど、オンラインに限らず、どうやったら議会活動が継続できるのかという論点でやるべきやと。</p> <p>もう一方の論点は、この山本さんの②にあるように、いわゆる議会が動けない場合は、別に管理者に任しておくと、執行部側に任せておけという発想ですよ。この発想は過去の3年間において、様々な議会であったわけです。密が生じるから議会議員を集めるのはやめて、コロナの給付金の補正予算は首長に任しておけばいいというような活動をやった議会は確かにあります。</p> <p>ただ、私個人の観点から言えば、それはおかしいと思います。議会は住民代表で住民の意見を代弁する仕事があるわけですから、もう一個は執行部側の提案なり動きをチェックするという、住民代表の立場でチェックするという機能があるわけですから、何もしないというのは責任放棄です、それは。責任放棄はやるべきじゃないので、仮に形として専決処分になるとしても、仮になるとしても、事前に、本会議は開けずに議決はできないかもしれないけども、開けない場合は。議決はできないかもしれないけど、事前に大丈夫な議員さんの意見集約をした上で専決処分をするというのは、まだ二の次としてあるかもしれない。そこまでは譲れると思うんですけども、全く議会が何の審議もせずに、災害が起こったらもう全部首長に任せておけという姿勢は絶対取るべきじゃないと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、佐々木副委員長のほうから精華町議会での議論などを踏まえて発言していただきましたけれども、いかがでしょうか。ほかにこの非常時の議会活動で検討すべき項目等、ありましたら。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>言い忘れ、追加ですけども、谷口さんがおっしゃられてるように、総務省は令和2年4月30日付の通達でオンライン委員会、一定オーケーよと言いだめたわけですね。それ以後、令和4年度、そして令和5年に入っても、多分5つか6つの通知を出してます。最近でも9月に出てると思います。その中には、いわゆる議会のこういう対応、または多様性も含めてけども、対応についての文言を踏まえてるので、まずそこをどう認識するのかというのは基本的なところであると思うんです。別に総務省に従えと言ってるわけじゃないよ。言ってるわけじゃないけども、一応政府が、国が地方議会の非常時だとかという在り方について、ここまで許容するよとか、こんなことをしたらいいんじゃないかとか、やる場合にこういう点に留意したらいいんじゃない</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ないかということ言ってるわけだから、それはちゃんと認識をした上で、ここでも議論を。 だから、もちろんそのことを否定する意見も別に否定しません。出してもらったらいと思うけども、そこをまず土台にしないと、何ができるかというのも大体そこに書いてあるわけですから。できる範囲しかできませんから。そこをしっかりと踏まえた上で議論はしていただきたいと思います。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ございませんですか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>先ほど来から非常時対応につきまして、精華町議会では一定こういう、現時点でのルールとこれからさらにこうやっていこうという話が出されたんですが、お聞かせいただきたいのは、木津川市議会での緊急対応策のルールについてどのようになっているのかというのをちょっと教えていただきたいです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さんあたり、どうですか。今の。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私も細かいところまでは承知してるものではありませんので、さらに勉強していきたいとは思いますが、例えば木津警察署と市役所の災害時における連携協定、木津警察署が使用できない場合は木津川市の庁舎を使用するというような連携はできております。 また、木津川市の庁舎ができない場合は、高台の木津中央体育館に移転してはどうかと、いろいろそういう案は出ております。 そして、松田さんからの質問で、どこまで対策案としてあるかというのは、先ほど私、最初に言ったように、どこまでというのは、申し訳ないですが細かいところまでは。そういう状況です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>ちょっとお聞かせいただきたかったのは、議会として何か対応すべきルールをお持ちなのかどうかということをお聞かせいただきたかったんですが、今の話は大体行政一般のお話ではないかなというふうに思いますので、議会として、何か特段そういうルールをお持ちなのかどうかということをお聞かせいただけたらと。</p>

宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	<p>議会活動ですね。こちらにおきましては、緊急時という言葉ではなく災害時なんですけど、議会活動としては、議員個人個人が災害に対して把握をするという部分ではありますが、把握したのを災害対策本部のほうには上げない。災害対策本部のほうは混乱するというのがまず第1点あります。</p> <p>そして、議員の災害活動ではなく、平時も含めてですが、例えば平時で議案を審議する時間的な、物理的な要因、時間的にない場合は、もう執行部側に任せると。任せるという言葉はおかしいですけども、専決処分ということですね。そのようにするというのは、平時を含めてやっているというところですよ。</p>
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	<p>市議会のいろいろな規則とか条例等全部、私、まだはっきり覚えてはないんですけど、災害時のマニュアルとか規則みたいなものがあったかに記憶してます。ただ、オンライン会議というのは全くまだ話題にも上っていないという段階と記憶しておりますが、宮嶋さん、合ってますでしょうか。</p>
宮嶋委員長	<p>委員長ですけども発言します。</p> <p>議会の申合せだとか約束事というのは一つのファイルの中に入れて、今言われたように、山本さんも説明されたように、非常時における対応策というのはあります。ただ、この新型コロナに見られるようなことが実際に起こって、3年間ほどいろんな制約を受けた中で、新たにオンライン会議だとか、そういう場合についてどうするかというまとまった検討は、ここ一、二年の中ではやれてないと。だから、そういう中で、今話が出てるのかなというふうに思います。</p> <p>それから、これは後の話になるかも分かりませんが、木津川市議会の場合、一部事務組合議会、この環境施設、それから広域、病院、消防、加茂笠置組合、5つあります。その5つで同じように同時並行で、市議会自身も含めてこの議論がされているかという、残念ながらそういう状況にはないというふうに思っております。</p> <p>だから、持ち帰ってという最初に話がありましたけども、持ち帰りというか、その5つと市議会合わせて、ほぼ同じような足並みの中で議論をしていかないとあかんのかなということから、そういう山本さんの持ち帰ってという話になっていったのかなというふうに思います。だから、少し時間がかかるのかなと、そういう意味では。</p> <p>ただ、今日ここで議論しているように、それぞれがスタートしないことにはいつまでたってもスタートできませんから、これはいい機会</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>だろうなと思っております。そこで出された意見等は、先ほどあったような形で市議会で議論され、全体のものとしていくのかなというふうにも思います。だから、一定環境施設組合議会として整理して議論すべき深める点は何かというのは、柱立てをしてやっておく必要があるのではないかというふうには思っております。</p> <p>以上です。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっとまだ中身の検討に入れない状況が続いてるけども、まず、今宮嶋委員長がおっしゃった5つの一部事務組合というのは、全部木津川市が入ってますね。恐らく全議会とも木津川市議会議員さんが一番多い人数を出してますよね、議員定数の中でいえば。必ずとは言わないけども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>広域はどうでした。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>一番多い数を出してるはずですが、そこは。</p> <p>ということになると、やっぱり木津川市議会さんが旗振り役をしなきゃならんと思うんですよ、今委員長がおっしゃられたことをやるのであれば。足並みをそろえるということをやるのであれば、それは反対しないけども。そこが一番の根本問題ですよ。</p> <p>先ほど申し上げたけども、この3年半というか約4年近くの間、コロナ禍が起こって、全国の議会は対応が分かれたわけですよ。オンラインを使ってオンラインで会議ができるようにしようと、さっき申し上げたように、令和2年の4月に総務省はオーケー出してるんだから、これってコロナ禍が発生して間がないときですよ、どっちかという。それを受けて、さっさとというか、手早く対応した議会がある一方、さっき申し上げたように、全国の議会の中には、もう集まるのをやめておこうと。怖いから集まるのをやめておこうと、もう市長や町長に任せておけというような専決処分の道を選んだ議会もあるわけですよ。だから、まず、もし持ち帰るのであれば、木津川市議会さんとして、どっちの態度を取るのかと。</p> <p>要するに、市民に責任を持って、議会がちゃんと市民の意見を聞いて、先ほど誰かがおっしゃったように、災害が起きたら災害状況を把握するということはやらなあかんようになってるわけでしょう。じゃ、その災害状況というのは、当然それが回り回って、どういう手を打つべきかにもつながっていくわけですよ。市が、町が、どういう災害対応、復興をすべきかにつながっていくわけですよ。</p> <p>そういう情報を持つてるのに、その情報を議会として集約せず、また、集約したものを行政側にも言いもせず、つまり、住民代表の責務をちょっと横に置いてほったらかしにして市長に任せるという態度を</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>取るのか。そうじゃなしに、しっかりと情報収集をして、住民代表の機関として、議会として機能すると。もちろん機能するという場合、できることとできないことは、それはケース・バイ・ケースで何が起ころか分からないので、事態に応じてできることが制限されるとは思いますが、でも、法令的にまたは政府の見解から許されてることを最大限活用して動くかどうか、そのどちらかをまず決めてほしいんです、木津川市議会が。</p> <p>そうじゃなかったら、話、全然進みませんよ、待ってるだけでは。しかも約4年近くたってるわけだから、4年間何もしないというのは、はっきり言って怠慢ですよ、それは。怠慢以外の何でもない。だって、誰も今後第二のコロナが起ころかどうかなんて断定できないわけでしょう。だんだん時間がたつにつれて、東南海地震の危険性は高まっているわけでしょう。そういう事態を迎えてるのに、4年間何もしなかったというのは、やっぱりちょっとそれはおかしいですから、それはちゃんと率直に反省していただいて、今後どうするのかということは、必要だったら木津川市議会の中で協議をしてもらったらいいと思いますよ、それは。</p> <p>まず、木津川市議会さんが一番大きなウエートを占めてるわけだから、相楽においては。その市議会さんがどういう態度を取るのかが基本態度。それが根本問題ですよ。</p> <p>それで煮詰まらないとか、または、さっきも申し上げたように、市長に任しておけばいいというふうに議会としての職務を放棄するような法手段に出るのであったら、またこちらはいろいろ言わせていただきますけども、それは市民にとって、住民にとって、無責任ですよ。それだったら、議会要らないと言われますよ。何でもかんでも市長に任せたらいいという話になるからね。そうじゃないでしょう。我々、私たちは、市民の代表として意見も言うし、行政側の動きもチェックもする。評価もしますよ。評価もするしチェックもするというのが本来の仕事ですから、その仕事を放棄するようなことは絶対避けるべきだとは思ってます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>木津川市議会の対応がというか、改革といいますか、非常時に対する話合いというのがまだ始まってもないという、だから、それをすぐにでもスタートして、そして、合意を受けたら、こっこの環境施設組合のほうもというふうに、もしそういうふうに順番を決めてしまうと、私はこちらの環境施設組合議会が動かないと思うんです。</p> <p>そうなるよ、やっぱり市民にとっても損失ですし、よくないと思うので、傍聴規則もこちらはもうどんどん更新されていっている。木津川市議会の傍聴規則などもまだほとんど手つかずの状態。でも、やっぱりいいことはどんどん進めたらいいと思うので、この環境施設組合</p>

<p>谷口委員 つづき</p>	<p>においてオンラインをどうするかということ、私はちゃんとここでみんなで責任持って話し合いつつ、木津川市議会のほうでもオンラインの会議についてというのを上げていく、それが必要だと思います。</p> <p>ただ、私はその議会運営委員会のメンバーではないので、どういうふうに提案していくかというところは考えないといけないんですけども、木津川市議会のほうでも何らかの方法でオンライン会議についてちゃんと議論をスタートさせる、それをしつつ、そしてこっちは一方で、広域の環境施設組合なので、別の時間軸で動いたらいいと私は考えます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>災害時における対応、私どもは議会活動としての対応をまず議論しなければいけません。</p> <p>そして、先ほど意見がありましたが、災害時において、執行権を持って災害対応するのは、やはり執行部側です。その災害の対応についてチェックをするというのは、確かに議会です。議会が災害対応に直接動くものではないという認識は私どもで持っておりますので、そういう考えで私は進ませていただいております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>そういうふうな誰も言ってないことを言わないでください。</p> <p>(いや、私のは声)</p> <p>ちょっと待ってください。発言中です。待ってください。</p> <p>ですから、私どもは別に災害対応を議会でするなんて一言も言ってないですよ。議会の、さっきも何遍も言ったように、議会は住民代表の機関であり、住民の意見の代弁と、それがほぼイコールだけでも、行政側のチェック機能という、最低限それは持ってるわけですよ。</p> <p>今、全国的に議会改革が進んでる議会といたら、プラス議会側からの政策提案というのもやってるわけですよ。それは最近見られたかな、木津川市で。いわゆる一般的にいう議会報告会、議会の。議会報告会等が出された意見を基に、議会が、またはその委員会が意見集約なりまたは議論をして、新たに今、市がやってない、町がやってない政策について、こういう政策をすべきじゃないかということ、これを議会側から提案をしてる議会も今既に存在するわけですから。</p> <p>そこまで今、ここで求めてるわけじゃないんです、今の段階は。少なくとも何らかの非常時が起こったときに、行政に丸投げをすると</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>か、議会の本来の機能をできるだけ発揮する中で、チェック機能や住民意見を代弁する機能を発揮するのか、まず、その基本スタンスを決めてもらわなかったら、話は前に進まない。</p> <p>もちろんオンライン会議についても様々な課題があるんですよ。技術的なことから言えば、当然機材の問題はどうするかとかというのもあるし、もし停電とか起こったらどうするかと、そういう問題は確かにあるんですよ。それはそれで、細かいところは第2、第3の手段を考えていけばいいとは思っているので。まずしかし、そういった非常時に対応しないところからはまず脱却してほしい。議会が非常時には対応しないというレベルからはまず一步踏み出してほしいとは思っているんです。</p> <p>だから、先ほど谷口委員からも意見がありましたけども、私も別に木津川市議会の中の協議を全く無視するとは言いませんが、しかし、いつまでも待てるわけじゃないので。</p> <p>今週か来週ぐらいから始まるわけでしょう、12月議会が始まるわけだから、少なくとも12月議会で基本スタンスは相談してほしいんです。災害時が起こった場合に、木津川市及び木津川市が関わっている一部事務組合の議会、どういう方法で、さっき申し上げたように、市長、管理者に、もう完全に委ねるとするか、おんぶにだっこ状態という姿勢を取るのか。それか、市議会としてしっかりと住民代表の機関として責任を持つ立場で動くのか。まず、その辺のどちらかについてをまず木津川市議会で議論していただきたいと思います。</p> <p>待ってもいいけども、次の、次、1月の末か2月ですよ、次のうちの定例会は。予算議会は。その段階までに一定方向を出したほうがいいと思うので、年内もしくは年明けには回答をいただいた上で具体的な協議はしていただきたいと思うし、さっき申し上げたこの間の、この3年半の間に出されてる国の考え方を踏まえた上でどうするかというのを考えないと、個人の意見どうのこうのという話じゃないですよ、これはもう機関として、議会という機関ですから、機関としての意見を集約するわけですから、そこはしっかりと議論はしていきたいと思うし、必要があったら今日の段階でも課題では整理をしたほうがいいとは思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いかがですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>これは私の認識ですが、行政の執行、特に今話題になってるのは緊急時です。非常時です。これは何も議会が丸投げをされていてとかいうのではなく、そういうことは言っておりません。専決処分という意味合いです。</p>

佐々木 副委員長	丸投げです、それは。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。あなたがさっき指摘したように、発言しないで。
山本委員	それは丸投げという理解はしてませんので。そこは違うと、私の意見は。一応ルールにのっとって専決処分があるという理解です。丸投げではないということです。
宮嶋委員長	<p>ほか、佐々木さんからの発言に対して、ご意見ありますか。</p> <p>木津川市議会が何もしてこなかったみたいな発言がありましたけど、それはちょっと違うんだけども、現実にはコロナの中で議会対応をどうするかという議論は絶えず行ってきて、ただ、全く議会が開けないような状況、いわゆる大地震が起こるだとか大水害が起こるだとか、特に木津川市議会というか市役所は、川があふれた場合に水没する可能性がありますから。そういうときに市議会としてどうするかという極限のところでの議論というのはされてないというふうに私も認識はしますが、だから、そういうことは、ご指摘があるように、していかなければならないだろうと思います。</p> <p>ただ、この12月議会、もう議会運営委員会も12月議会の日程確認、議案提案が終わった中で、佐々木さんが言われるような提案をどのような形でできるかというのはちょっと考えなければならぬし、来年2月のこの定例会でというような、ちょっと期間的にもそれは難しい話ではないかなというふうに思います。</p> <p>だから、今日出された議論の中で、木津川市議会として、環境施設組合議会が考えているような非常時における議会活動をどう進めていくのかという問題提起をするためにも、ここで少し整理をいただきたいわけです。</p> <p>だから、一つはオンライン会議という言葉で出されているように、そういう集まらない場合でも会議ができるのかどうかということ。それから、非常時という、何をもちいて非常時というのかということもありますけれども、そのときにどのような議会活動が進められるのかという、ちょっとそのあたりのマニュアルというんですか、手順というんですか、そのあたりは確認していく必要があるんだろうなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。</p> <p>谷口さん。</p>
谷口委員	そうですね、災害時等も要りますし、自宅療養とか育児、介護というのでも入ってくると思うんです。木津川市議会でも先日ちょっと体調不良で欠席された議員さんもおられました。ということは、誰でもち

<p>谷口委員 つづき</p>	<p>よっと調子が悪くなって議場までは行けない。でも、自宅にいたらしゃべるぐらいはできるかもしれないというレベルというのは、誰にでも起こり得るのかなと思うんです。やっぱり議員として議論には参加したいだろうし、そうなったときに、やっぱりオンラインでも参加できる、議決に参加できるかどうかまではまたそれは話し合わないといけないんですけども、ちょっと話合い、意見出すぐらいはできるような環境づくりとかというのは早めに整備する必要があるのではないかなとは思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今のは非常時における議会活動にプラスしてという話ですよ。個々人の。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>個人にとっては非常時かもしれないですし、災害、地震とかいうのとは違いますけれども、非常時というのは、大きな意味でもいろいろあると思うので言いました。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、それはプラスして、ここでそれも含めて考えるべきだという提案ですね。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>そうです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、どうでしょうか。 それを進めていくに当たって、もっと具体的な材料というか資料というか、ものが今この手元にない中で、ちょっと議論は進まないですよ。例えば精華町議会はこんなふうに今やっています、木津川市議会ではこんなふうにやっていますという具体的な、お互いが読んで、見て、確認できるものがあるって、その上で、例えばオンライン会議ということになれば、先ほどあったように、機器の問題だとか、当然それは予算に関わってくる話もあるんでしょうけど、そういう話もあるし、何ができるのか何ができないのかということもあるだろうし、先ほど佐々木さんから言われた総務省からこんな通達が出てますよということについて、もっと全委員が共通確認してその意味合いを理解するという必要があるんだろうと思うんですけども、そういうものを提示した中で議論していく必要があるのかなと思うんですが。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私のこの意見のところに、亀岡市議会委員会条例というのは引用しております。大体このような感じで、オンライン会議を導入しているところはこのような文章で作られているというふうには確認してま</p>

<p>谷口委員 つづき</p>	<p>す。機材をどうか予算のことまではここには書かれてないので、そこは分からないところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちよつともう時間が1時間たってるけども、一遍休憩してもらったらいいと思いますけども、この問題提起するのは昨日、おとといじゃないんですよ、まず。今の8人の前から議論してる話ですね、この話は、提起をさせていただいて。現段階において、委員長がおっしゃるようなそれぞれの状況という話になってくると、じゃ、今まで何やったという話にやっぱりなるんです、それは。</p> <p>それは、どこを調べるのかの違いはあるにしても、最低限ここに出てきてる議員さんは、このことが今この議会のテーマになってるのを知ってるわけだから。じゃ、政府がどういう通達を出してるのか、また、近隣でやってるところはどんなルールでやってるのか。もっと言えば、コロナ禍で、今さっき言った議会報告会ができなかった議会が多いじゃないですか、うちもそうけども。人を、市民を集めることができなかったから。そのときにZ o o mというオンラインを使って市民参加を促した議会もあるわけですよ。そんなのごろごろしてるじゃない、そんなの。いろんな議会関連情報誌なり月刊誌なり見たらごろごろしてます、そんな情報は。</p> <p>だから、要するに今問われてるのは、そういう非常時には議会が対応するのかわからないのかという基本姿勢がまず問われてます。非常時が起こらないというなら話は別です。今後50年間、100年間、非常時は起こらないと、感染もなければ震災もない、水害もないと言うんだったら別に今は放っておいたっていいですよ。けども、さっき申し上げたように、その危険性が刻々と迫ってるわけでしょう。それを否定されるのなら話は別ですよ。そこまで一致するのであったら、やっぱりどう対応するかのテクニック論はちょっと横に置いておいて、それは後でやればいいんだから、テクニック論は。基本姿勢はどうするのかというのをまず確認すべきだろうとは思っているんです。</p> <p>もし木津川市議会が12月なり1月ぐらいまでに結論を出さないと、ほかの4つの関連する一部事務組合の議会もそこまで到達できないとなったら、さっき谷口さんもおっしゃってたように、うちでやったらいいじゃないですか、先行事例として。別に待つ必要はどこにもない。合理的理由は何もない。それをまねしてもらったらいいじゃないですか、広域とか消防とか。もしまねするのなら別にまねしてもらってもいいわけですよ。</p> <p>だから、申し上げてるのは、何も起こらないという確信がない以上、BCPでもやってるように、これは一般の企業や行政は考えてるわけでしょう、何かあったときにどういうふうに業務を継続するかという話は。今は当たり前なんです、そんなことは。その当たり前を、</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>うちはやらなくていいという結論になるんだったら、もう一遍申し上げますが、議会の任務を放棄する以外にないです、それは。</p> <p>山本さんがおっしゃるように、確かに法的なルール上は専決処分できますよ、首長は。でも、それは通常のルールじゃないですよ。特例ルールなんです。通常ルールは議決なんです。特例ルールというのは特殊な場合というふうに限定されるわけだから、その特殊な場合に、じゃ、議会が議会の責務を放棄してそういう今認められてる首長の第179条専決に委ねるという方法を取ると言うんだったら、それはそれで一個の考え方です。</p> <p>けども、それはやるべきじゃないというふうに私は思ってますし、災害が起こる可能性はあるとは思っていますので、もし必要だったら、それこそ、12月は無理かもしれんけど、1月にもう一遍この委員会を開いて、それまでに、さっき申し上げたような様々な資料については、誰がやるかは話はまた別かもしれんけども、集めたらいいじゃないですか、基本情報は。基本情報を集めることに反対はしません。ただ、私たちが議員になって約6か月たってるわけですね、今。6か月ぐらいたってますよね。その段階で何の議論とか何のデータなり資料も集めてないこと自身が私は信じられない、はっきり言って。ということですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>このテーマは以前の議会運営委員会で整理をして、継続してきているわけです。ただ、先ほど松田さんからあったように、木津川市は、じゃ、どういう確認をしてるんですかと問われるわけでしょう。けども、それは松田さんや佐々木さんのところでその資料がないからでしょう、ある意味。</p> <p>だから、そういう共通の資料がないんですよ、やっぱり。何ぼ佐々木さんが、個別でそれは調べられますよ、いろんなテーマで。インターネットやとか。でも、共通したものは、ここでみんなが持って、新しい8人の議員の中で、議会運営委員会では6人の委員の中で議論をするということになってないから、しかも頻繁に議会運営委員会が開ける状況ではないので、だから話がなかなか前に進まないように思うかも分かりません。</p> <p>ただ、非常時における議会活動について、佐々木さんがさっき言ったように、否定して何もしないというふうにお考えの方はどなたもおいででないわけです。だからこの議論をしてるわけです。だから、共通のところでは非常時における議会活動をどうすべきかということであって、このままでいいですと、今のままでいいですというんだったらそういう意見が出てそれで終わるわけだけど、そうじゃない。山本さんからいろいろ、谷口さんから出てるし、佐々木さんからいろいろ出てる。だから、そういう意味合いで、この議会運営委員会でどういうスケジュールやどういう議論を深めていったらいいのかというところで、先ほど柱立てというふうに言いましたけれども、深めるべき点を明確にしてやっていきたいと思いますという思いなんです。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>だから、決して何もしないというか、やるかというどちらかの議論を今してるわけではないというふうに思っておるんですけども。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>もう1時間15分たってるので、一遍休憩してもらったらいと思うんだけど、例えば10分か15分休憩してもらってる間に、各委員に考えてもらったらいじゃないですか。 今委員長がおっしゃるように、誰も否定してないんだったら、こんなことやってらどうかという提案ができますよね。だから、こんなことやってらこんなことができるじゃないか、こんなことやってらいいんじゃないかということのを個別、各委員から休憩後に発表してもらったらどうですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、佐々木さんからそういう話がありましたけど、10分程度、11時ぐらいまでこの後休憩を取ったらいかなとは思ってるんですが、いかがですか。 じゃ、ちょっと取りあえず1回、一旦休憩取りましょう。 11時再開ということで、休憩します。 (10:45) 《暫時休憩》 (10:57) そうしましたら、再開をさせていただきます。 先ほど休憩前に佐々木副委員長から問題提起を再度していただきましたが、ここで確認をしておきますが、非常時における議会活動はどうあるべきかということで具体的に進めようという点は一致しているという理解でよろしいですね、それは。 (はいの声) その上で、何をどこまでどういうふうに具体化していくのかという議論の中で話を進めるわけですけども、確かに佐々木さんが言うように、前回からの申し送りです。ただ、一つ一つ整理をしていくという中で、今、具体的には非常時におけるということの議論になっているわけで、前から問題提起されているのではないかと、もっと準備しておくのが当たり前ではないかと言われると、なかなかそれということにはなっていないのが実際です。 だから、ここで次回をどうできるかということもありますし、次回までに何をどう、例えば具体的な事例なりをそろえたとしたら、事務局のほうにお願いをしなあかんわけですけども、何が6人全員、8人が共通理解するという意味で、今必要ですかね。 だから、その意味では、例えば基本のところの精華町議会でのもの、精華町議会の場合は規則か何かになってるんですか。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>(条例ではないの声)</p> <p>そういう、条例ではないけども、まとまったものとして規則か要綱かという形で出来上がってるということですよね。</p> <p>それから、木津川市の場合は、非常時におけるということで、コロナ対応の中では個々の議会の持ち方、出席者の在り方についてはやってきたけれども、それは議会が開けないような非常時を想定してということではなくて、議会を開く中での対応策ということが中心でした。だから、非常時におけるというのは、私も今ちょっと記憶が定かでないので、申合せの中にあるものとして確認をしたいというふうに思います。</p> <p>それがそれぞれ精華町、木津川市にあるものとして、それを土台に、先ほどありました全国で出されている事例、例えば代表的なものとして、ここ、どこそこの市町の議会を挙げていただいたらいいし、総務省が出している通達、佐々木さんから、最近9月からのものもありますので、令和2年からどういうものが出ているのかというものもあろうかと思っておりますので、そのあたりを出していただいて具体的な柱立てをして議論していくということがないと、ちょっと議論が進まないようにも思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>委員長のおっしゃるとおり、共通認識として具体的な資料がないです。しかし、先ほども言っておられたように、非常時における議会対応、これは必要だという認識は一致しておりますので、さらに進めるためにはそういう共通認識ができるような資料が必要だと、それで私はいいいことだなというように思っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>あとスケジュールの問題なんです。この定例会、11月29日の次は来年の2月14日が定例会ですし、その1週間前が議会運営委員会ということになります。</p> <p>佐々木さんのさっきの提案は、その間にもう一度議会運営委員会をとというのは発言にあったかというふうに思うんですが、それが可能かどうかということですね。12月議会が終われば、精華町も木津川市も議会報告の議会だよりの作成等があります。それ以外の議会日程もいろいろあるかと思っておりますので、なかなかその間に日を定めてしまうのはちょっと窮屈かなというのは正直思うんです。</p> <p>2月14日の次は、定例会は11月、まだ日は定まってないでしょうけど11月だから、その間というのは少し時間もありますので、そこに必要な議会運営委員会を入れていくということは可能かなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>日程にこだわるわけではありませんが、そうであるとすれば、例えば来年の2月定例会の段階までにどこまでいくんだと。その後の日程について、例えば夏のある期間を使ってどこまで検討を進めるんだと。最終は例えば1年後の、来年の11月の第2回定例会ですよね。には結論を出して、必要な、もし例規上の改正だとか手続が要るんだったらそこまでたどり着くと。もちろん技術的な問題、山本さんも指摘するように、例えばどういう機器を使うとか予算をどうするかとかいった問題が発生するので、それをどのタイミングでやるかという問題も発生はしますが、少なくとも今誰も反対してないんだったらやる方向でとなったら、できるだけ早くやる必要があるので、会議日程と同時に、いつまでに何をするのかについての確認が要るだろうとは思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いつまでに何をするのかということを確認にして進めていこうという提案ですけども、いかがでしょうか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>日程とかはご相談いただいたらいいと思うんですが、できるだけ早いほうがいいんじゃないかというふうには思っております。 ただ、私も議会運営の申し送り事項についてという文書を今拝見しております。②の中に、とりわけ非常時における議会活動のところ、「非常時における議会活動を想定している先例があるのかを事務局が調査することとなった」というふうに書かれておりますので、もし事務局のほうから何かこの間、なさってらっしゃることとかがあれば、ちょっとご報告をいただきたいなというふうに思います。日程については、可能な限り早くすべきだという認識です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのご質問でございますが、我々のほうで整理をさせていただいたこの間の状況でいきますと、前回の8月21日の議会運営委員会におきまして、配付資料といたしまして、非常時の議会の活動資料ということでおまとめさせていただいたもの、こちらのほうで総務省の当時のいわゆる通知の動き、それから、例として全国町村議長の会委員会条例の改正文、いわゆる一番大本になる部分です。オンラインを導入するための条文例、それから精華町議会の会議規則と委員会条例、それから福知山市の会議規則、こういったものを、条文としてこういったふうに整理がなされているというお示しはさせていただいたところでございます。 以上でございます。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>ということで、もう一度これまでの出されたものも含めて、ちょっと議論をしていくということで、そうしたら、あれですか。ごめんなさい、今日、ちょっと私、その資料を持ってこなかったんですけども、精華町については先ほど佐々木さんが言われたものは全部含まれているという理解でよろしいですか。</p> <p>松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>前回お示しいたしましたのはあくまでも会議規則の例文と、それから委員会条例の条例文ですので、先ほどちょっといろいろ発言のあった要綱でありますとか取扱いの中身については、確認はできておりません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そうしたら、今までこの委員会が出されたものと、それから皆さんが必要と思うものを、ちょっと事務局に手間をかけるわけですが、そろえていただいて、その上で委員会を再度開くということにしたいと思うんですが。</p> <p>そして、何をどこまでという点でいいますと、今ここで出ている話は、一つはオンラインの会議、議会というのはどこまでどうするかという。技術的なことや予算を伴うことはその後続くことですので、そこまで一緒にということにはならへんだろうと思いますので、そこをこのところをするという、そういうこと。</p> <p>それから、その前段として、非常時というのはどういうことを想定してるのかとか、非常時における対応というのは、議会としてはどうすべきかという、そういう手順をまとめたものをつくっていくということで進めるということよろしいですか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>基本的にそれでいいと思うんですけども、これは経験的な発言で申し訳ないけども、事務局任せというのは非常に議員が無責任になります。これは別にこのことを言ってるわけじゃないです。よそも含めて、経験上、そうです。</p> <p>だから、事務局にお願いしたいのは、木津川市の、さっき休憩中に何か議論されてたバインダーみたいなものがあるみたいなので、木津川市の非常時、また、さっき委員長がおっしゃったコロナ対応の経緯というか、こういうやり方でコロナ対応してきたという情報と、あと精華は、一応また追加で調べますけども、精華の分は資料に載ってますから。木津川市の対応の事例と、それから、さっきから何度も出してる令和2年からの総務省の関連通知ですよ。多分5回か6回は出てると思うんですけども、についてちょっと資料収集をお願いするということにしておいて、あとの福知山市とかいうのは前の資料に載ってるわけだからね、福知山市議会の会議規則等は。これはもう参考にして</p>

佐々木
副委員長
つづき

もらったらいいし、その他については、これは各委員さんが自ら調べると。こんなことをやって成功した議会があると。多分何とか市議会さんはこういう方法でうまく、近い過去においてはコロナ対応のときに、こういう工夫をして、例えば市民の意見を入れながら補正予算に対応してきたとかいったようなものは、やっぱり6人の委員が主体的になってやらないと議論は前に進まないと思います。事務局任せというのは議員が無責任になるのはもう経験的にそうなのです。

だからそこは、少なくとも各委員1個以上の、例えばさっきあったように、非常時の対応の範囲をどうするかとかということについてはこういう先例がありますと。だから、この先例があるから、この先例のうちのこの部分をこの議会で採用したらいいんじゃないかとかいったような、具体的な調査と意見を持ってくる必要があるんだろうとは思っています。

その上で、若干さっき申し上げたこととダブりますが、相談せなあかんと思ってるのは、一つはさっき言ったように、8人の議員の安否確認ですよね。安否確認ルールをどうするのか。オンライン会議をやる場合に、さっきいろいろ出ましたけども、範囲をどうするのか。どの範囲にするのか、またはどういうルールにするのかということについても調べられると思います。

山本委員からおっしゃったようなことは、さっき申し上げたように全面否定はしませんが、それは議会の責務を果たすことと首長側の権限の兼ね合いの部分がありますから、地方自治法第179条専決と第180条専決というのをどのように整理するのかという議題になってくるわけです。釈迦に説法かもしれませんが、第179条専決はいつも使われてる議会を招集する時間がないから首長が決めますというやつです。第180条専決というのは、議会の専決委任で、議会側が条例をつくって、この範囲だったら議会に議案提案しなくても首長側でやってもらったらいいですよという、そういう専決委任と言われているような条文です。

参考までに、精華町の場合は、例えば一旦契約した案件、議決案件でいうと契約した案件で微々たる修正、ちょっと今、数字を忘れたけども、例えば何%以内とか、増減ですよ。当初契約金額から増減何%以内とか、最大何円とかいったような制限はかけるけども、微々たる変更で一々議会を開く必要は多分ないだろうということで、そういった一定の範囲内で首長に、要するに町長に第180条の専決委任をしています。

だから、山本さんのおっしゃるのをもしやるんだったら、無制限という話に多分ならないと思うから、どういうケースの場合に管理者に専決をしてもらってもいいよという提案があったら議論になるんです、それは。ぜひともそういう提案をしていかれたほうが具体的な検討になってくるだろうとは思っています。

あと、さっきちょっとびっくりしたんですけども、委員長の発言では、木津川市役所自身も木津川決壊時には浸水想定地になってるのかな。という話があったわけで、この施設はどうなのかなとなるわけです。

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>よ。多分この今いる3階は大丈夫だと思うんだけど、けど、前の道がもし冠水なり何らかのことが起こったら、崩れたりしたら、集まらないわけです、ここには。この建物が大丈夫でも、ここに来ることが無理になるわけです。</p> <p>だから、そういった具体的な関連する木津川市庁舎、精華町役場、ここの施設もどういう被災想定をされてるのか。地震時とか水害時とか今あったと思うけども、災害想定に応じてやらなあかんことが、打たなあかん手は変わってくるので、さっき申し上げたように、この施設は大丈夫でもここに誰も来れなかったら、それはもう会議もできないし操業もできないわけだから、そういった非常時の想定をやっておいて、じゃ、例えば水害時は木津川市役所は使えない。その場合は精華町でやるというか、そういうような幾つかの設定を具体的に考える必要があると思うので、できればちょっとこれも事務局にお願いしたいなというのも、2つの市町の主要施設の被災想定を、できたらそういう情報があれば、具体的にその代替案を考えられるのではないかという気はしています。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さんからのところ、基本のところは事務局がつくっていただく、集めていただくということと同時に、委員自らが集めるなり調べるなりする必要があるのではないかという提案でしたけど、それについてはどうでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>特に異議ありませんので、じゃ、委員自らも調べる、そして資料を集めるということで、じゃ、何をどう進めていくのかという点で、ちょっとそこのところ、佐々木さんからも今口頭で幾つか例示があったと思うんですけども、どうですかね、佐々木さんのところで今例示いただいたようなことを簡単なメモにさせていただいて、次の29日のお出しいただいて、29日、本会議終了後、短時間議会運営委員会を開いて、そのところにそれぞれが分担するでもいいし全員でやるでもいいんですけども、確認するというような作業をちょっとしましょうか。そうしないと、これもうなかなか前に進みませんので。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、本会議終了後、そんなに時間は取らないと思いますが、議会運営委員会を開くということではよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

宮嶋委員長 つづき	それはできますか。 松井さん。
松井事務局長	29日の定例会の議事につきましては、先ほどご提案申し上げた内容でございます。おおむねの時間帯で申し上げますと、9時半開会、それから一般質問がお二方からございます。答弁合わせて30分というお約束ですので、最大で1時間、それで10時半。その後、当然休憩も必要かと思っておりますので、再開できるのが10時40分から10時45分ぐらい。午前中でいいますと、残る1時間15分で3つの議案、1つの認定、2つの議案、1つの発議、この4つの議案審議をいただいておりますという状況ですので、そのお昼の迎え方が非常に微妙かなというところではあります。
宮嶋委員長	スムーズにいけば、昼超えるかも分らんけど、昼休憩取らずとも終われるかなという見通しの話です。それにプラスして議運ということになれば、ちょっとそこところが微妙といいますか、になってくるわけですが、どうでしょうか。 ただ、日程的にはまた別のときを求めるといとなかなかそれは、もうこの12月議会、精華町の12月会議を前にしては、ちょっともう難しいですね、別の日というのは。もう定例会しかないというふうには思うんですけども。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	その日の午後って別の公務も入ってないんでしょう。
宮嶋委員長	だから提案してるんです。
佐々木 副委員長	ないんだったら、もう別に昼を挟んでも、状況に応じて、一旦昼休憩した後も続行するという方法を取らないと、それこそ今委員長おっしゃるように、再度集まったら、それこそ時間だけが延びていくだろうと思いますので、特に皆さん、拘束される公務が入ってないんだったら、昼を挟んでやってもいいとは思いますが。状況次第ですけど。
宮嶋委員長	11月29日、特別午後の公務が予定されているということがありますでしょうか。 よろしいですか。 (はいの声)

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>じゃ、それも午後いっぱい使うとかいう話ではなくて、議会運営委員会で、次のときまでに議員として、議員各位が非常時における議会活動について調査する中身を確認するという事で議会運営委員会を持たせていただきますので、ちょっとお昼の関係はそういう微妙なところはありますけれども、それぞれそのつもりでご準備もいただいて、お願いできますでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、それはそうさせていただきます。</p> <p>あとの日程的なことですけれども、木津川市議会でもそういう議論をしていただくということからいうと、来年2月14日までに市議会での一定の結論を見るというのはちょっとなかなか難しい。佐々木さんが言うように、それがいつまでも長引くのであれば独自にということでも我々も話を進めるわけですが、一定そうなりますと、2月14日までにもう一回、定例の7日の議運以前に議会運営委員会を持つというのはちょっと難しいかなという判断をしますので、佐々木さんから提案があった来年の11月定例会を一つのゴールとみなして、そこへ一定の整理、成果物が確認できるような段取りで、どういう回数開くかは別として、議会運営委員会を閉会中に持って進めていくという方向でいかがでしょうか。</p> <p>あと、これで終わりじゃないんです。まだ、後でも確認しますが、幾つか申し送りで残ってることもありますので、そのことも当然いつまでも延ばすことはできません。来年11月、さらには再来年の2月の後は、精華町議会と言えば議員の改選もありますし、木津川市でも2年の役員の改選が起こってきますので、少なくともそこまではいろんなことが整理終わらないとあかんので、来年11月の定例会と再来年の2月の定例会あたりまでには、これまでの課題が全部終わるということでやりたいというふうに思いますが、それでよろしいですか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>基本的にはそれで結構だと思うんですけども、先ほど私、申し上げたのは木津川市ですが、非常時対応を決め切ってほしいと言ってるわけではなくて、少なくとも今日ここにいらっしゃる木津川市議会議員のうちの5人は議会として非常時対応しなあかんということは了解を得てるわけだから、多分その最低ラインを相談してほしいなという、これは希望的な意見です。</p> <p>さっきから何遍も申し上げてるように、議会が何の対応もしなくてもいいという話に多分ならないと思うので。ただそれを木津川市さんが個々にどういうふうな方法で何をするかというのは、それはもう木津川市議会の話だからそこまで干渉はしませんが、木津川市議会の最</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>終意見がまとまらなければうちも動けないということになってしまうと、そのあたり、谷口さんからあったようにおかしな話ですから、木津川市が最終的に具体化に動かなくても、うちとしては当然具体化をしていくということでもいいとは思っています。</p> <p>ただ、何回も申し上げますが、一番懸念してるのは、木津川市議会内に、市長に任せておけばいいという雰囲気があるとしたら、それはちょっと議論しておいてもらわないと、また1年半後にメンバーが替わったときに話がややこしくなってくるというのがありますので、その最低限の基本路線だけはできれば確認してほしいという、これは希望として申し上げておきたいと思えます。</p> <p>あとは、もともとこの議会運営委員会を頻繁に開くことはかなり困難だとは思いますが、今日の会議の冒頭にもあったように、前回の8月に確認したことを文書で意見聴取してるわけだから、現実的に。今回も。だから、そんな大きな議論じゃない、言っちゃあれだけでも、細かい議論に関しては、それこそみんなが集まらなくても、ちょっと事務局の手間かけるかもしれんけども、文書かメールか何かで意見交換なりをするという方法も活用すれば、次の会議までに一定の意見交換ができて、結論を得やすい状況にはなってるだろうとは思っていますので、必ずしも会議が開けなかったらあかんという話じゃなしに、そこはいろんな方法を使って、今はもうネット時代だから、いろんな方法を使って進めてもらったらいいと。</p> <p>ただし、冒頭申し上げたように、その会議の間にやれることについては、その次の会議のときにしっかりと会議録に残るような確認をしてもらおうという条件つきではありますが、いろんな手を使いながらそれは進めていただければいいなというふうに思ってるところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今日ここで議論をされて、皆さんの一致した認識になったこと、それから、特に非常時対応の議会の在り方については、私が議会運営委員長として市議会の議長にお伝えをして、市議会としての対応をいただきますよということには伝えさせていただきます。</p> <p>その上で、今日自身、今日の議会運営委員会の整理としては、先ほど言ったように、来年11月の定例会には非常時対応の一定のまとめ、結論を出す。成果物としてのものでつくっていくと。だから、それは非常時対応をするという立場からそのようにするというものにしておきたいと思えます。</p> <p>ということで、よろしいですか、この非常時対応については。山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>非常時対応を決めるではなく、非常時対応を話し合い、議論をして進めるということを私は提案いたします。</p>

佐々木 副委員長	元に戻す、話を。
山本委員	今まではなかったのを進めていくということですので。
宮嶋委員長	だから、すみません。進めるということはゼロか100ではなくて、一定の到達点をつくり上げていくという意味ですね。だから、話したけれども結局何もしてませんでした、ゼロで終わりますということではないということはさっき確認したことやと思いますので。 それでいいですね。
山本委員	なにか話の流れがゼロか100みたいな、私、理解をしてしまいましたので。
宮嶋委員長	そうではないと。それではないんですよと。今の段階から一步、二歩、どこまで到達するかは今後の議論だけでも、非常時対応という点でのこの環境施設組合議会としてのところを来年の11月までにつくり上げるということによろしいですかね。
山本委員	それは100ではないということですよ。
宮嶋委員長	100を、何を100とするかというものでもありますから。
山本委員	そういうように私は理解、話の流れでしてますので、その確認をしてるんです。
宮嶋委員長	はい。そういうことによろしいですね。
山本委員	はい。
宮嶋委員長	了解です。 そうしたら、あと、先ほどありました8月21日の議運で出されている役員の選出方法、正副議長と正副議運委員長が、今、精華町から議長が出た場合、議運委員長はどうするかという、そのことについて佐々木さんのほうから、ちょうど5月の精華町の改選と木津川市が4

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>月の改選で、2年がちょうどその時期に当たるので、そこがスムーズに進むようにという話がありました。</p> <p>それと、議会としての広報広聴ということと、DXについてというテーマで出されていたことについては、今日自身はもう時間の都合もありますので、関係上、先送りにさせていただきます。</p> <p>なお、先ほども言いましたように、2月7日が次の議運ですので、そこまでもう一度議運を持つということも日程的には無理かなというふうに思いますので、それも含めて、再来年の2月定例会までには結論が出るような段取り、だから、その段取りも非常時が終わってからということにはならない場合もあろうかと思えます。並行してやらなあかん場合もあろうかと思えますので、その点あたりの整理ももう一度皆さんのところで考えていただいて、少なくとも次、2月7日の議運のときには、少し時間をいただいて議論ができればなというふうに思いますので、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では、そういうふうにさせていただきます。</p> <p>そうしましたら、今日の議題の最後の次第の3、その他です。次回の議会運営委員会の日程ですが、先ほど申し上げましたように、令和6年2月7日午前9時30分開会というふうになっておりますが、これでよろしいですか。ご異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>異議がありませんので、次回は11月29日の本会議終了後に持つと。さらには、次々回は令和6年2月7日水曜日に開催するというように決定いたしました。</p> <p>そうしたら、今日の議題はそれだけなんです。</p> <p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>すみません。ちょっと私から提案がありまして、言わせていただきます。この環境組合で議員研修というのがないということに気づいたんです。そのまた大前提として、私がこの環境施設組合の組合議員になってから、この環境の森センター・きづがわの施設見学というのもしっかりとさせてもらったことがないということにも気づいたんです。</p> <p>まずは、全ての議員がこの環境の森センターの視察をするということと、その次に、やっぱり私たちの木津川市で出しているごみが最終的にどういうふうになっていってるのかということのをきちんと自分の目で確かめる責任もまたあると思えます。</p> <p>それで、ちょっといろいろ調べていますと、乙訓の環境衛生組合などは視察に行かれています。大阪湾のフェニックスセンター、皆さんで視察されて、ちゃんと自分の目で確かめてされています。私、これ本当</p>

<p>谷口委員 つづき</p>	<p>に基本的なことだと思うので、議員研修というのをぜひやっていきたいという、そういう提案です。</p> <p>例規集、ちょっとチェックしたんです。499ページの組合職員等の旅費に関する条例というのがありました。ここには504ページの別表2のところに、「公選又は議会の議決若しくは同意を得て就任する特別職に属する職員」、すみません、ちょっと勘違い。この条例が組合、私たち議員にも適用されるかどうかというところがこれだけを読むとちょっと分からないという感じはするんですけども、それも含めて、私たちこの環境組合に属している議員が基本的なことを学んでおく必要があるという意味での視察を提案したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、谷口さんから議会の議員による視察研修という提案がありましたですけども、いかがでしょうか。</p> <p>大角さん。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>私も1期目のときに、1期のメンバーを集めて「ここへ行きましょう」とか、そういう形で、個々で見に行きました。説明を聞いて、こうなってますねと。ここだけじゃなくて、水道であったりとか、あともうちょっと城山台の京都大学なども見に行ったりとか、そういう形で、議員として知らなければいけないことっていっぱいあるので、そういう形で視察というふうに事務局を通してさせていただきましたので、多分皆さん、一度はここに来てそういう見学もされてるとは思いますけど、みんなでこれから一斉にやろうというところはどうかという部分はありますので、そういうお話を今させてもらいましたけど、谷口さんはまだ全然この建物の施設をご覧になってないというお話ですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>何か月か前に、ちょっと早めに来たときに、簡単に説明はしてもらったというのはあったんですが、実は見たことがないという話です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、分かりました。</p> <p>当施設を見るという点ではお金はかかりませんので、時間の確認だけであればそれはいいかと思うんですが、フェニックスだとか他の同様の施設ということになると、当然予算が伴ってくると思うんですよ。今の予算の中にそういう予算ってないですね。</p> <p>松井さん。</p>

松井事務局長	令和5年度におきましては、議員研修に係る議会費における予算の計上というのはいりません。
宮嶋委員長	<p>ですので、2月に来年度予算を検討するわけだけでも、いや、来年はそういうものをぜひということであれば、今ここで確認して予算を組んでいただくときに考えていただきたいということを行うことはできるかというふうに思うんですけど、皆さん、いかがですかね。</p> <p>佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>私も、研修という方法がいいのか、検討したわけではないけども、この施設及び2つの市町のごみ処理に責任を持つ議会としては、必要な知識なりの確保が必要だとは思っています。</p> <p>今委員長からもあったように、この施設だったら経費ゼロで行けるので日程さえ調整すればいい話ですし、ほかに、例えば今あったように、精華に関してもフェニックスも関係してるし、あと燃えないごみについては、中間処理としては、例えば南京都清掃社だとか三重中央開発だとかというところと関連をしてるわけで、私はちょっと長いこと議員やってるから三重中央開発とかに行くことあるんですけども、この議会としては行ったことないですね。精華町議会の所管の委員会としては行ったことありますが、この委員会としては行ったことがないということで、認識を一致させるという意味では、計画的にやったほうがいいなとは思っていますので、具体的な計画は今後としても、決算認定が終わったら来年度、今現在進行形かな、予算編成に移ると思うので、その中では計上しておいてもらったほうがいいなという気はしています。</p> <p>ただ、今の段階で宿泊を伴うような遠方までは、今のところは要らないかと思うので、日帰り日程に必要な予算を確保した上で、具体的な行き先については2月なりに協議をさせてもらって、来年度、可能だったら実施をするという方向でいいんじゃないかとは思っています。</p>
宮嶋委員長	<p>そうしましたら、もうみんなが集まる時というのは、次はもう29日なので、29日の午後って、そういう時間って取れますかね。</p> <p>松井さん。</p>
松井事務局長	<p>時間帯、先ほど昼の関係も申し上げましたが、その議論もぜひとも11月29日にお願いをしたいと思います。でないと、次回2月には当初予算の議案を上程いたしますので、その前の議会運営委員会でありましたら、申し訳ございませんが、ちょっと事務手続が非常に間に合わない、あるいは管理者会を再度開かねばならないようなことでもございますので、それまでには一定の方向をお示しいただきたいと思っております。</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ご議論いただく内容としては、先ほどありましたように方向や行き先というのはあれなんですけども、公共交通で行ける場所なのか、それともバスを借り上げるのか、これらによって予算の組み方も変わってまいります。</p> <p>先ほどちょっと幾つかの候補地がございましたが、私どもにつきましては、ここは可燃ごみを集めてきたものを最終処理をして、灰を大阪湾のフェニックスに搬出しているというのが現状でございますので、中間処理の、例えば南京都清掃社さん、三重中央開発さんという具体的な名称もございましたが、ここにつきましては、我々の施設とは、いわゆる関与しない部分という処理をしている、いわゆる市町のほうで責任を持って中間処理、ここへ来るものではない処理をしているという部分にもなりますので、ちょっとそのあたりの位置づけというの整理をする必要があるのかなというふうには思っております。</p> <p>例えばフェニックスでございますと、恐らくバスのほうが安易かつ効果的に行けるのかなとも思いますし、それ以外の場所でございますたら、また公共交通と比較をして安価なほうをとという作業も必要になってまいりますので、できましたら、ある程度の候補となるべきところ、それから方法、これらを29日にめどを立てさせていただければ、予算のほうへ勘案していくことは、検討することはできるのかなというふうには思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それと、29日にこのセンター自身を見ることというのはできますか。</p> <p>松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>失礼いたしました。29日の終了後、お時間の許す方につきましては、その後、我々職員でこの施設のいわゆる見学、通常の見学のルート、それからVTRでございますとか、こういったものを見ていただくことは可能です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そうしましたら、日帰りであっても、先ほど局長のほうからあったように、公共交通で行けるのか、それとも何か乗り物を借り上げなあかんかのかということもあるので、当然予算が伴ってきます。</p> <p>そこで29日に、具体的にここやったらどうかというのを、案があれば出していただいて、それは来年度予算に反映いただくようにしていくということと、この施設の見学も可能だということなので、それも本会議終了後、定例会終了後の議会運営委員会の中で確認をしたいというふうに思いますが、それでよろしいですか。</p> <p>佐々木さん。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと今の、局長に反論するわけじゃないけども、確かに三重中だとか南京都清掃社は直接は関係ないとは言うものの、今うちの議会で問題というか議論になってるのは、いわゆる打越台からここが変わった段階で、燃やすごみの扱いが変更してますよね、一部。要するに拡大されてるわけですよ。従来は打越台に持ち込めなかったものが持ち込めるよというふうに変更してるんですよ。そのことが、ちょっと言い方は悪いかもしれんけど、ある意味住民のモラルハザードを起こしてのではないかというような懸念があって、住民に対してどこまで各家で処理をしてもらって、これは燃やす、これは燃やさないほうに回すかというところとの兼ね合いが出てくるので、それによってこの施設の処理量が変わってくるんですよ。</p> <p>つまり、下手すると、いつまで使えるかという延命措置ができるかどうかというふうにもなってくるわけ、もっと長い目で言えば。</p> <p>だから、直接うちとは関係してないと言うものの、木津川市と精華町のごみの収集分別方針とここの施設の処理能力、寿命というのは無関係ではあり得ないわけだから、例えばごみ分別でもっといい実践をしているということも、もちろん木津川市、精華町の独自の委員会でやるのもいいんだけど、必要に応じてこの議会としても、そういう優れた分別をして、その結果、焼却炉の延命措置ができてるとか、仮にあるとすれば、それはそれでうちの業務に関わってくるわけですから、今の段階で必ずしも、現瞬間に関わってないから除外する必要はないとは思っています。</p> <p>だから、ごみ処理の一部をここは受け持っているけども、ごみ処理自身はやっぱり時代とともに出せるものも変わってくるかもしれないし、前から宮嶋委員長がおっしゃってるようなプラスチックをどうしようとかいう話もあるわけだから、その辺についてはやっぱりトータルで考えて、必要なものは取り上げていくべきだとは思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。</p> <p>じゃ、取りあえずというか、29日の中で、今の佐々木さんからの発言や谷口さんからの発言を踏まえて、具体的な日帰りで考えられるようなところ、具体的な例示ができるようでしたら、それも含めてお願いをしておきたいと思えます。それでよろしいですかね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そうしましたら、ほか、特にないですか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員</p>

宮嶋委員長 つづき	会を閉会します。ご苦労さまでした。 ありがとうございました。 <p style="text-align: right;">(1 1 : 4 5)</p>
	この議事録の記載は、適正と認めここに署名する <p style="text-align: right;"><u>委員長</u> _____</p>